

国民健康保険事業の運営について

(諮問資料)

国民健康保険の現状と課題

(1) 国保の現状と課題

国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきました。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無職の世帯や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えています。

これらの課題解消のため、国は様々な制度改革を講じてきましたが、制度が複雑さを極める一方、固有の地域事情に即したきめ細かい財政調整には限界があり、地域間の財政運営や住民負担に格差が生じています。

このような状況から平成30年度には国保の財政基盤の強化と財政責任の都道府県化を含む抜本的な制度改革が予定されており、持続可能な医療保険制度への転換が進められています。

(2) 本市の現状と課題

国保事業の運営にあたっては、かねてより基本方針3本柱として「1. 保険料収納率の確保・向上対策 2. 医療費の適正化対策 3. 保健事業の充実」を軸とした健全化に努めてきましたが、全国的な状況と同様、国保が抱える構造的な問題により、国保料の引上げを余儀なくされるなど、厳しい財政運営を強いられてきました。

平成24年度より徴収体制を強化した重点的な保険料収納率向上対策により、保険料収入の確保が見込める状況となり、本市は、平成23年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持しています。

被保険者の納付意識の高まりや社会保障制度改革に伴う国の財政支援などにより、平成27年度と28年度に2年続けて国保料率の引き下げが実現できたほか、国保運営準備基金の残高は、約10億7千万円となり、不測の支出に備えて恒常的に保有すべき基金の額（過去3か年の平均保険給付費の5%）と予備費の財源（当該年度の療養給付費の5%）をほぼ確保するに至っています。

現在は、平成26年度に策定した「鳥取市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿った積極的な保健事業を展開し、被保険者の生涯にわたる健康づくりと国民健康保険財政の安定化に重点的に取り組んでいます。

今後の収支見通しについて

(概況)

○平成28年度決算の見込み

平成28年度の決算は、被保険者数の減少に対して一人当たりの給付費が伸びていることから、保険給付費の総額は、前年度に比べ微増となる見込みです。

これに対し、歳入は、前期高齢者交付金の増収を見込んで平成28年度の保険料率の引き下げを行いましたので、保険料収入が減額となっても歳出に必要な歳入総額は確保できる見込みです。

今後、突発的な医療費の急増がなく、また、国からの調整交付金等が例年どおり交付されれば、前年度並みの収支黒字は維持できる状況にあります。

○平成29年度当初予算の見通し

歳出では、28年度と同様に被保険者数の減少が予測されますが、一人当たりの保険給付費の伸長は継続するものと考えられますので、保険給付費の総額は28年度並みに推移するものと見込まれます。

また、保険料の算定基礎となる介護納付金及び後期高齢者支援金は、国が示す算定方式で試算したところ、過去の精算により拠出額が減額の見込みとなりました。

これに対し歳入では、過年度の精算による前期高齢者交付金の大幅な増収が見込まれますので、被保険者の減少による保険料の減収や退職者医療制度廃止後の療養給付費交付金の減収を埋めることが可能な見通しであることから、保険料率を引き上げることなく、歳出に必要な歳入を確保可能な見通しとなっています。

収支見込み(全被保険者分)

(単位：千円)

科 目	年 度	27	28 (見込)	29 (見込)
A 歳 入		22,156,429	21,934,868	21,853,956
B 歳 出		21,758,622	21,530,173	21,412,120
C 収 支 差 引 (A - B)		360,985	404,695	441,836
D 前 年 度 繰 越 金		470,259	360,986	404,695
単 年 度 収 支 (C - D)		▲ 109,274	43,709	37,140

※29年度の収支見込は、保険料率を現行料率のまま据え置きしたと仮定して試算

平成29年度保険料率について(案)

1. 国の状況

国の平成29年度「税制改正の大綱」が閣議決定され、平成29年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は据え置きとなり、保険料の軽減制度は2割軽減及び5割軽減の所得判定基準が引き上げられました。

2. 本市の現状

本市の国保会計は、被保険者数の減少により保険料収入が減収となる見込みですが、他の財源の増収が見込まれますので、現行の保険料率を引き上げることなく、歳出に必要な歳入を確保することが可能な状況にあると考えられます。

また、平成27年度、28年度に2年連続で保険料率を引き下げたことにより、収支の余剰が解消され、適正な保険料水準にあると考えられます。

3. 諮問事項

(1) 国民健康保険料の賦課限度額について

【案】 賦課限度額は国基準どおり据え置きとする。

- ・ 医療分（基礎賦課額） 54万円（据え置き）
- ・ 後期高齢者支援分 19万円（据え置き）
- ・ 介護納付金分 16万円（据え置き）

(2) 国民健康保険料率について

【案】 保険料率は現行どおり据え置きとする。

ア 医療分保険料（基礎賦課額）

保険料区分のうち、保険給付費の財源として充当する医療分保険料は、平成27年度と28年度に料率の引き下げを行った結果、収支の余剰が解消されました。国からの交付金等が例年どおりに交付されれば翌年度への繰越が可能な水準となっています。

イ 後期支援分保険料

後期高齢者支援金保険料は、平成28年度に保険料率を引き下げたことにより、収支に過不足が生じない均衡した状況にあります。

ウ 介護分保険料

介護納付金保険料は、算定基礎となる介護納付金に対して、近年は収入が

不足する状況が続いています。平成28年度に医療分保険料の引下げと併せて介護分保険料を見直しましたが、平成29年度も依然として財源が不足する見込みです。

(留意点)

- 保険給付費の伸びが予測を上回るなどにより年度中途に収支不足を生じることが判明した場合には、1/2を一般会計から法定外繰り入れすることにより不足を軽減する。軽減後、なお生じる収支不足額については繰上充用を行うため、翌年度の料率改定による解消が必要となる。

医療給付費分保険料について

(保険料賦課限度額について)

賦課限度額について、国は所得の伸びや医療費の伸び、被用者保険との均衡等を勘案して見直しを行っており、国民健康保険法施行令に定める額による。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9 (案)
国が示す基準	5 1 0	5 1 0	5 1 0	5 1 0	5 2 0	5 4 0	5 4 0
本市の実績	5 1 0	5 1 0	5 1 0	5 1 0	5 2 0	5 4 0	5 4 0

(保険料率について)

医療分保険料は、国民健康保険法及び同法施行令に示されている4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法を実施しています。保険料の賦課割合は、同政令により、その基準(応能50:応益50)が目安として示されているところです。

鳥取市における医療給付費分保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
2 2	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	23,500	26,000	42.13	6.22	31.74	19.91
					48.92		51.08	
2 3	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	43.14	5.77	31.91	19.18
					48.91		51.09	
2 4	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	43.90	5.22	31.70	19.18
					49.12		50.88	
2 5	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	25,800	27,200	42.71	5.44	31.67	20.18
					48.75		51.85	
2 6	$\frac{7.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	23,800	27,200	44.56	5.70	29.30	20.44
					50.26		49.74	
2 7	$\frac{7.2}{100}$	$\frac{16.4}{100}$	23,000	26,000	41.50	5.79	31.33	21.38
					47.29		52.71	
2 8	$\frac{7.1}{100}$	$\frac{16.0}{100}$	22,000	23,000	43.05	5.99	31.80	19.96
					49.04		50.96	
2 9 (案)	$\frac{7.1}{100}$	$\frac{16.0}{100}$	22,000	23,000	43.52	5.96	30.89	19.63
					49.48		50.52	

後期高齢者支援金分等保険料について

(保険料率について)

後期高齢者支援金分等の保険料率については、後期高齢者支援金の額に応じ、医療分と同様に4方式（資産割、均等割、平等割）による賦課を実施しています。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	23	24	25	26	27	28	29 (案)
国が示す基準	140	140	140	160	170	190	190
本市の実績	140	140	140	160	170	190	190

(保険料賦課限度額について)

後期高齢者支援金分等の賦課限度額については、75歳以上の後期高齢者医療における給付費の状況に応じ、国保被保険者の所得の伸びや被用者保険との均衡等を勘案して国が見直しを行なっており、国民健康保険法施行令に定める額による。

鳥取市における後期高齢者支援金分保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
22	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	47.01	5.71	32.28	15.00
					52.72		47.28	
23	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.39	5.08	31.44	16.09
					52.47		47.53	
24	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.57	4.80	31.42	16.21
					52.37		47.63	
25	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,500	6,500	47.63	4.83	31.20	16.34
					52.46		47.54	
26	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,500	6,500	46.55	4.74	33.21	15.50
					51.29		48.71	
27	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,500	6,500	44.81	4.67	34.57	15.95
					49.48		50.52	
28	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,400	6,200	45.04	4.73	34.77	15.47
					49.76		50.24	
29 (案)	$\frac{2.6}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,400	6,200	45.91	4.75	34.06	15.28
					50.66		49.34	

介護納付金分保険料について

(保険料賦課限度額について)

介護納付金賦課限度額は、介護給付費の伸びや介護保険第2号被保険者の所得の状況、被用者保険との均衡等を勘案して、国が見直しを行なっており、国民健康保険法施行令に定める額による。

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年 度 区 分	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9 (案)
国が示す基準	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 4 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0
本市の実績	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 4 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0

(保険料率について)

介護納付金分の保険料率については、全国一律の一人当りの負担額に基づく介護納付金の額に応じ、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による賦課を実施しています。

本市における介護納付金分保険料率、賦課割合の状況(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
2 2	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	46.29	5.82	31.21	16.68
					52.11		47.89	
2 3	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.30	5.01	30.42	19.27
					50.32		49.68	
2 4	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.20	4.75	30.62	19.43
					49.95		50.05	
2 5	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	8,000	6,200	45.14	4.53	30.56	19.77
					49.67		50.33	
2 6	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	9,000	6,200	44.05	4.25	32.73	18.97
					48.30		51.70	
2 7	$\frac{2.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	9,000	6,200	43.04	4.03	33.58	19.35
					47.07		52.93	
2 8	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.8}{100}$	9,000	6,000	44.34	3.97	32.87	18.81
					48.31		51.69	
2 9 (案)	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.8}{100}$	9,000	6,000	44.38	4.02	32.84	18.76
					48.40		51.60	

平成28年度答申における建議事項の対応状況

平成28年度答申における建議事項

平成28年度の鳥取市の国民健康保険事業の運営において、保険料率の引き下げが可能な見通しが示されたことは、当協議会としても望ましい状況である。国保の被保険者の多くを占める年金生活者や退職者、低所得者にとっては、保険料の負担感は依然として重く、保険者としてのさらなる努力を求めるものである。

また、平成30年度に予定されている財政責任主体の都道府県への移行に当たっては、保険料負担水準が現行より加重されないことが重要であり、今後の協議に向けて、県への納付金額の見込み、保険料の賦課方法、国保運営準備基金の保有の在り方など、早期に見通しを立てる必要がある。

一方、保険料のさらなる軽減のためには、疾病の予防・重症化対策に重点的に取り組む必要があり、引き続き医療費の増加を抑制する努力も必要である。

これらの状況を踏まえ、当協議会は、今後の財政の健全化及び被保険者のさらなる負担軽減のため、収支両面にわたる効果的な取組みに一層努められるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 国保の運営主体の都道府県への移行に際しては、国保制度が持つ構造的な問題の解消に資するための財政支援の確実な履行と、保険料負担の軽減と地域間格差の平準化につながる制度設計となるよう国・県へ強く要望すること。

(対応状況)

全国市長会を通じて国保の財政基盤の強化等について、国に強く要望を続けてきた結果、社会保障制度改革において国保への財政支援の拡充が確実なものとなりました。

現在、平成30年度の国保の運営主体が都道府県へ移行することについて、鳥取県と県内市町村の協議の場が設けられ、具体的な議論が進んでいますが、鳥取県に対して国保運営に関する積極的な関与と支援を求め、県内全域で保険料負担の軽減と地域間格差の是正につながる制度運用となるよう強く主張してまいります。

- 2 被保険者に不公平感が生じないよう保険料の徴収に引き続き努力し、収納率向上により一層努めること。

(対応状況)

平成28年度の現年度保険料も6年連続となる収納率の向上を達成するよう

鋭意努力をしています。

また、平成25年に規則を改正して口座振替納付を原則として以降、ペイジー端末を活用した手続きの簡素化等により、口座振替率が着実に向上しています。また、平成28年1月より国保料のコンビニ納付サービスを導入したことや国保料の納期を従来の8期から10期に変更したことにより、納付に係る利便性を高め、収納率の向上に努めているところです。

3 鳥取市の国保財政の健全化と被保険者の負担軽減を両立させるためには、医療費の抑制に向けた取り組みが不可欠であるため、以下に掲げる事業について、より一層の充実を図ること。

(1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・促進に引き続き努めるとともに、医療費の適正化を総合的に推進していくこと。

(対応状況)

平成23年8月より、毎月、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担軽減額の通知（差額通知）を行っており、開始からの累計の効果額は610,484千円となっております。

また、ジェネリック医薬品の出前説明会においては、安価で供給できる仕組みや利用のメリットの説明を行い、糖尿病予防の街頭啓発や健康づくり講座においては、ジェネリック医薬品希望カード、ジェネリックシールなどを配布し、普及・促進に努めております。

(2) 鳥取市保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、健診データ、レセプトデータなどを活用した効果的な保健事業の推進を図ること。

(対応状況)

平成26年6月に、保険年金課内に医療費適正化推進室を設置し、専任の保健師、看護師、管理栄養士などの専門職を配置して生活習慣病治療中断者の家庭訪問、糖尿病性腎症患者の重症化予防対策に取り組んでいるところです。

また、電子化されたレセプトデータや健診データを活用して、国保被保険者の健康状態や地域課題を分析し、医療費適正化を図るための鳥取市保健事業計画（データヘルス計画）を平成27年3月に策定しました。現在、この計画に沿った具体的な取り組みを進めており、今後もPDCAサイクルに基づいた事業展開により、被保険者の健康づくりと国民健康保険財政の安定化に重点的に取り組むこととしております。

平成29年度は、この計画の最終年度となっており、第1期計画の評価に基づき、第2期計画を策定することとしています。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上に努め、関係機関と連携して市民の健康の保持・増進に努めること。

(対応状況)

特定健康診査につきましては、平成26年度から特定健診の受診料金を無料化して、受診しやすい体制整備や啓発活動の強化等に取り組んだところ、平成26年度の受診率は31.0%と3割に到達し、平成27年度実績では32.8%となり、前年度より1.8ポイント向上しました。

特定保健指導においては、家庭訪問による指導を実施するなど利用しやすい体制を整備することにより、平成27年度の実績値が42.3%と前年度と同率となり、年度目標値を下回る結果となりました。

平成27年度に保険年金課内に「健診推進室」を設置し、コールセンターの活用や効果的な受診勧奨通知、訪問による受診勧奨など、国保事業と一体となった総合的な未受診者対策を強力に推進しているところです。

また、「治療中のため受診しない」という理由で特定健診を受診しない人が多いことから、医療機関からの情報提供事業を開始し、さらなる受診率向上を目指した取り組みをすすめています。

1) 特定健康診査の目標値および実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
目標値	57.0%	65.0%	30.0%	37.5%	45.0%
実績	23.8%	26.1%	27.8%	31.0%	32.8%

2) 特定保健指導の目標値および実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
目標値	39.0%	45.0%	28.0%	36.0%	44.0%
実績	22.3%	26.7%	30.8%	42.3%	42.3%